

火薬類の許可等の事務取扱いに関する訓令

令和元年9月2日

福井県警察本部訓令第27号

改正

令和3年3月22日本部訓令第17号

火薬類の許可等の事務取扱いに関する訓令を次のように定める。

火薬類の許可等の事務取扱いに関する訓令

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費の許可等（第2条 - 第10条）

第3章 火薬類運搬届の取扱い（第11条 - 第15条）

第4章 雑則（第16条 - 第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号。以下「猟銃火薬府令」という。）及び火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号。以下「運搬府令」という。）に基づく火薬類の許可等の事務について必要な事項を定めるものとする。

第2章 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費の許可等

（譲渡の許可）

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、猟銃火薬府令第2条に規定にする猟銃用火薬類等譲渡許可申請書（以下「譲渡申請書」という。）を受理した場合は、必要な調査を行い、支障がないと認めるときは、猟銃火薬府令第5条第1項に規定する猟銃用火薬類等譲渡許可証（以下「譲渡許可証」という。）を交付するものとする。

2 署長は、前項の規定により譲渡許可証を交付したときは、譲渡申請書に譲渡許可証の写しを添付し、これを猟銃火薬府令第14条に規定する台帳として暦年で1年間保存するものとする。

（譲受けの許可）

第3条 署長は、猟銃火薬府令第3条第1項に規定する猟銃用火薬類等譲受許可申請書（以下「譲受申請書」という。）を受理した場合は、必要な調査を行い、支障がないと認めるときは、猟銃火薬府令第5条第1項に規定する猟銃用火薬類等譲受許可証（以下「譲受許可証」という。）を交付するものとする。ただし、古式銃砲に使用することを目的とする申請については、譲受申請書の写し及び調査の結果を記載した書類の写しを生活安全企画課長（以下「主管課長」という。）に送付するものとする。

2 主管課長は、前項により送付された申請について支障がないと認められた場合は、署長を

通じて譲受許可証を交付するものとする。

- 3 署長は、第1項及び第2項の規定により譲受許可証を交付したときは、譲受申請書に譲受許可証の写しを添付して保管するとともに、銃砲刀剣類管理システム（以下「システム」という。）に許可の内容を登録して猟銃用火薬類譲受許可簿を作成し、これを猟銃火薬府令第14条に規定する台帳として整理及び保管するものとする。

（譲渡許可証等の書換え又は再交付等）

第4条 署長は、猟銃火薬府令第6条に規定する猟銃用火薬类等譲渡（受）許可証書換申請書を受理した場合は、記載事項を確認し、相違がないと認めたときは、当該許可証の該当箇所を書き換えて交付するものとする。

- 2 署長は、猟銃火薬府令第7条に規定する猟銃用火薬类等譲渡（受）許可証再交付申請書を受理した場合は、記載内容を確認し、当該許可証を再交付するものとする。

- 3 第2項の規定により譲渡許可証等を再交付する際は、当該許可証の欄外に再交付と朱書きするとともに、実包の帳簿、領収書等により実包の譲渡又は譲受の状況を確認し、譲渡許可証の譲受人記載欄又は譲受許可証の譲渡人記載欄に許可数量の残量を記載するものとする。

- 4 署長は、譲渡許可証の譲受人記載欄又は譲受許可証の譲渡人記載欄に余白がなくなったとの届出を受けた場合は、当該許可証に継続する当該記載欄を追加するものとする。

（返納された許可証の処理）

第5条 署長は、譲渡許可証の返納を受けたときは、これを受領し、当該許可に係る台帳に添付して保管するものとする。

- 2 署長は、譲受許可証の返納を受けた場合は、これを受領し、当該許可に係る譲受申請書に添付して保管するとともに、システムにその状況を登録するものとする。ただし、猟銃・空気銃所持許可証（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）別記様式第29号）に編てつされた譲受許可証にあつては、返納に代えて、許可事項を抹消するものとする。

（輸入の許可）

第6条 署長は、猟銃火薬府令第9条第1項に規定する猟銃用火薬类等輸入許可申請書（以下「輸入許可申請書」という。）を受理した場合は、必要な調査を行い、輸入許可申請書の写し及び調査の結果を記載した書類の写しを主管課長に送付するものとする。

- 2 主管課長は、前項の規定により送付された輸入許可申請書の写し等の内容を確認し、許可しても支障がないと認められた場合は、署長を通じて当該輸入許可申請書のうち1通の欄外余白に必要事項を記載し、これを輸入許可書として交付するものとする。

- 3 署長は、第1項の規定により受理した輸入許可申請書のうち1通を猟銃火薬府令第14条に規定する台帳として整理及び保管するものとする。

- 4 署長は、猟銃火薬府令第9条第4項に規定する猟銃用火薬类等輸入許可書記載事項変更届を受理した場合は、記載事項を確認し、当該輸入許可書の該当箇所を書き換えて交付するものとする。

- 5 署長は、猟銃火薬府令第10条に規定する猟銃用火薬类等輸入届を受理した場合は、第2項の規定により保管する台帳と相違がないかを確認するものとする。

（消費の許可）

第7条 署長は、猟銃火薬府令第11条第1項に規定する猟銃用火薬類等消費許可申請書（以下「消費許可申請書」という。）を受理した場合は、必要な調査を行い、支障がないと認めるときは、当該消費許可申請書のうち1通の欄外余白に必要事項を記載し、これを消費許可書として交付するものとする。ただし、古式銃砲に係る申請については、消費許可申請書の写し及び調査の結果を記載した書類の写しを主管課長に送付するものとする。

2 主管課長は、前項の規定により送付された申請書の写し等を確認し、許可しても支障がないと認めるときは、当該消費許可申請書のうち1通の欄外余白に必要事項を記載し、これを消費許可書として署長を通じて交付するものとする。

3 署長は、前項の許可に係る消費地が管轄区域の外に及ぶときは、当該区域を管轄する署長に許可の内容を通知するものとする。

4 署長は、前項の規定により受理した消費許可申請書のうち1通を猟銃等火薬府令第14条に規定する台帳として整理及び保管するものとする。

5 署長は、猟銃火薬府令第11条第2項に規定する猟銃用火薬類等消費許可書記載事項変更届を受理した場合は、記載事項に誤りのないことを確認し、当該消費許可書の該当箇所を書き換えて交付するものとする。

（条件の付与）

第8条 主管課長及び署長は、第2条、第3条、第6条及び前条の規定による猟銃用火薬類等の譲渡等の許可をする場合において、災害の防止又は公共の安全の維持を図るため必要があると認めるときは、法第48条第1項及び第2項の規定に基づき、条件を付すものとし、その内容を当該許可証又は許可書の欄外余白に記載するものとする。

（不許可処分）

第9条 署長は、第2条、第3条、第6条及び第7条の規定により受理した猟銃用火薬類等の譲渡等の申請について、許可することが公共の安全維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、猟銃用火薬類不許可上申書（別記様式第1号）に関係書類を添付し、主管課長に送付するものとする。

2 主管課長は、前項の規定により送付された猟銃用火薬類不許可上申書の内容又は第3条、第6条及び第7条の規定による審査の結果、当該申請が法に定める不許可の事由に該当すると認められるときは、申請の不許可を公安委員会に上申し、許可等の取消の決定がなされた場合は、猟銃用火薬類不許可処分決定書（別記様式第2号）を署長に送付するものとする。

3 署長は、火薬類の不許可処分決定書の送付を受けたときは、速やかに被処分者に交付するとともに受領書を徴するものとする。

（取消処分）

第10条 署長は、法第17条第3項及び法第25条第3項の規定に基づき、当該許可が公共の安全維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、猟銃用火薬類許可取消処分上申書（別記様式第3号）に関係書類を添付し、生活安全部長（以下「部長」という。）に送付するものとする。

2 部長は、前項により送付された上申書等の内容を確認し、法に定める取消事由に該当すると認めるときは、許可の取消しを公安委員会に上申し、許可の取消の決定がなされ

た場合は、猟銃用火薬類許可取消処分決定書（別記様式第4号）を署長に送付するものとする。

- 署長は、猟銃用火薬類許可取消処分決定書の送付を受けたときは、速やかに被処分者に交付するとともに受領書を徴し、かつ、許可取消しに係る許可証の返納を求め、又は許可事項を抹消するものとする。

第3章 火薬類運搬届の取扱い

（運搬届の受理及び運搬証明書の交付）

第11条 署長は、運搬府令第2条第1項に規定する火薬類運搬届（以下「運搬届」という。）及び運搬計画表を受理した場合は、内容を審査し、受理するものとする。

- 署長は、運搬届を受理した場合は、運搬府令第3条に規定する火薬類運搬証明書（以下「運搬証明書」という。）を作成し、届出者に交付するものとする。

（運搬の通知）

第12条 署長は、前条の届出を受理した場合は、主管課長に運搬届の写しにより通知するものとする。また、運搬の経路が他の警察署が管轄する区域に及ぶ場合であって、運搬に係る火薬類の数量が1トン以上の場合又は特に必要があると認める場合は、経路となる区域を管轄する署長及び高速道路交通警察隊長（以下「経路署長等」という。）に運搬届の写しにより通知するものとする。ただし、福井県以外の区域を管轄する公安委員会（以下「他県公安委員会」という。）への通知は、主管課長が行うものとする。

- 主管課長は、他県公安委員会から火薬類の運搬について通知を受けた場合は、経路署長等に通知するものとする。
- 経路署長等は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該運搬が終了するまでの間、運搬経路に係る交通規制、災害の発生、交通の状況等から届出者に運搬の日時、経路等について指示を行う必要を認めるときは、速やかにその状況を運搬の通報を受けた署長又は主管課長に通報するものとする。
- 主管課長は、前項の通報を受けた場合は、当該運搬に係る届出を受理した公安委員会にその内容を通報するものとする。

（指示）

第13条 署長は、届出書の内容並びに経路署長等の意見を総合的に判断して、災害の防止又は公共の安全の維持を図るため必要があると認めるときは、法第19条第2項の規定に基づき必要な指示をするものとし、その内容を運搬証明書に記載するものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、口頭により指示するものとする。

（運搬証明書の書換え及び再交付）

第14条 署長は、運搬府令第4条に規定する火薬類運搬証明書記載事項変更届を受理したときは、内容を審査し、運搬証明書の書換えを行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない書換えについては、火薬類運搬証明書記載事項変更届受理証明書（別記様式第5号）の交付をもってこれに代えるものとする。

- 第12条第1項の規定は、火薬類運搬証明書記載事項変更届について準用する。
- 署長は、運搬府令第5条に規定する火薬類運搬証明書再交付申請書を受理した場合は、記載事項に誤りのないことを確認し、相違がないと認めるときは、再交付の表示をした運搬証明書を交付するものとする。

(返納された運搬証明書の処理)

第 15 条 署長は、運搬証明書の返納を受けた場合は、当該運搬証明書に係る運搬届に添付して、保存するものとする。ただし、他の署長が交付したものについては、当該署長に送付するものとする。

第 4 章 雑則

(立入検査)

第 16 条 主管課長及び署長は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認める場合は、法第 4 3 条第 2 項に規定に基づく立入検査等を行うものとする。

2 前項の立入検査等の要領については、別に定める。

(緊急措置等)

第 17 条 署長は、自動車等による火薬類の運搬又は猟銃用火薬類等の消費に関し、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、法第 4 5 条に規定に基づき、火薬類を取り扱う者に対し、火薬類の運搬若しくは消費を一時禁止し、又は制限するものとする。

2 署長は、前項の措置を行った場合は、その状況を主管課長を経由して部長に報告するものとする。

(緊急措置の要請)

第 18 条 署長は、火薬類の取扱い（前条第 1 項に掲げるものを除く。）に関し、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要と認めるときは、主管課長を経由して、知事又は知事の委任を受けた者（以下「知事等」という。）に対し、法 5 2 条第 4 項に基づく要請を行うものとする。

2 主管課長は、前項の要請を行った場合は、警察本部長に報告するものとする。

(意見聴取の取扱い)

第 19 条 主管課長は、知事等から法第 5 2 条第 1 項に基づく意見の聴取があった場合は、必要な調査を行い、意見を回答するものとする。

(通報に対する措置)

第 20 条 主管課長は、知事等から法第 5 2 条に基づく火薬庫の設置許可及び火薬類の譲受け並びに消費許可に係る通報書（以下「通報書」という。）の送付を受けた場合は、これを整理及び保管するとともに、その写しを設置場所又は消費場所の区域を管轄する署長に送付するものとする。

2 署長は、知事等から通報書の送付を受けた場合は、主管課長に送付するとともに、写しを作成するものとする。

3 署長は、第 1 項に基づき送付され、又は前項に基づき作成した通報書の写しを整理及び保管するものとする。

(事故届出に対する措置)

第 21 条 主管課長及び署長は、届出人からの通報等により火薬類による災害の発生及び危険な状態並びに火薬類の盗難及び紛失を認知した場合は、直ちに交通規制、避難誘導、盗難手配、関係機関への連絡等、危害防止のために必要な措置を執るとともに警察本部長に即報しなければならない。

2 主管課長は、前項に掲げる災害等を認知した場合は、法 5 2 条第 5 項に基づき知事に

通報するものとする。

附 則

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日福井県警察本部訓令第17号）

この訓令は、令和3年3月22日から施行する。

別記様式省略